

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料 1（日勤、夜勤あわせて）入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。
また、入院患者 25 人に対して 1 人以上に看護補助者（看護補助者 5 割以上）を配置しております。
（看護職員 1 人当たりの受け持ち数については、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください）

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働省が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. DPC 対象病院 【医療機関別係数：1.5683（基礎係数 1.0451＋機能評価係数Ⅰ 0.4379＋機能評価係数Ⅱ 0.0703＋救急補正係数：0.0150）】

当院は、入院診療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる計算する DPC（診断群分類包括支払制度）対象病院です。

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点を理解していただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出下さい。

5. 入院時食事療養（Ⅰ）

当院は、管理栄養士が病状に応じた食事を管理し、適時（夕食については午後 6 時以降）、適温にて提供しています。

6. 基本診療料の施設基準等に係る届出 特掲診療料の施設基準等に係る届出

別添、「厚生労働大臣が定める施設基準等届出」をご参照ください。

7. 厚生労働大臣が定める手術に関する施設基準に係る実績について

別添、「施設基準に伴う揭示を必要とする手術件数」をご参照ください。

8. 初診・再診に係る費用の徴収（初診時選定療養費、再診時選定療養費）

他の医療機関から紹介状をご持参されず、直接来院した患者さんや当院通院中で他の診療科を受診する患者さん（院内紹介を除く）について、初診に係る費用として初診料とは別に、初診時選定療養費として 7,700 円（消費税込）を徴収させていただきます。
また、当院が他の医療機関へ文書による紹介をおこないましたが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに直接来院された場合は、再診に係る費用として外来診療料とは別に、再診時選定療養費として 3,300 円（消費税込）を徴収させていただきます。

9. 入院期間 180 日を超える入院に関する選定療養費

同じ傷病で病院に通算 180 日を超えてご入院されている患者さん（重症など厚生労働大臣が定める状態の方は除く）について、選定療養費として 1 日につき 2,785 円（消費税込）を徴収させていただきます。

10. 多焦点眼内レンズの支給に関する事項

別添「多焦点眼内レンズのご案内（選定療養費）」をご参照ください。

11. 特別療養環境の提供ならびに診断書・証明書及び保険外負担にかかる費用

特別療養環境の提供は、別添「特別療養環境室一覧表」をご参照下さい。
診断書・証明書及び保険外負担にかかる費用は、別添「保険外負担について」をご参照下さい。

12. 患者相談窓口について

2F あったかサポートセンターに患者相談窓口を設置しています。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、がんに関するいろいろな相談等、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをします。

13. ハイリスク分娩管理加算

分娩件数：323 件（2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日） 産婦人科常勤医師数：14 名 常勤助産師数：21 名

14. 栄養サポートチームによる診療について

当院では、特別な栄養管理を必要とする患者さんに対して、医師・管理栄養士・看護師・薬剤師・リハビリスタッフなどの専門知識を有するメンバーで構成するチームが主治医と連携して栄養管理をサポートしております。

15. 一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定に医薬品名を指定するので無く、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。
※ 一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

16. 後発医薬品およびバイオ後続品について（後発医薬品使用体制加算、バイオ後続品使用体制加算）

国の後発医薬品・バイオ後続品（※）の使用促進の方針に従い、当院では後発医薬品及びバイオ後続品の使用を積極的に取り組んでいます。医薬品の採用においては、品質確保、安全性、情報提供等の当院が定める条件を満たし、有効かつ安全な医薬品を採用しております。
また医薬品の供給不足等が発生した場合に治療計画を見直す等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更する可能性がございます。変更にあたってご不明な点や心配なことがありましたら、当院職員までご相談ください。
※ バイオ後続品（バイオシミラー）とは、遺伝子組み換え技術などにより細胞、酵母、細菌などから産出されるタンパク質由来の医薬品のことです。

17. 長期収載品の選定療養について

後発医薬品のある医薬品で、医療上の必要があると認められず患者さんの希望で長期収載品（※）を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養として、患者さんにご負担が発生します。

※ 長期収載品とは、後発医薬品がある先発医薬品のことで、後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品又は後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品のことです。対象となる長期収載品は、厚生労働省のホームページでご確認ください

18. 禁煙外来について

当院は、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来をおこなっております。（完全予約制）

19. がん患者に対する疼痛緩和について（難治性がん性疼痛緩和指導管理加算）

当院では、がん性疼痛の症状緩和目的とした放射線治療及び神経ブロックを提供できる体制を構築しております。

20. 外来腫瘍化学療法について（外来腫瘍化学療法診療料、連携充実加算）

当院では、専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1名以上配置し、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に対し24時間対応できる連絡体制を整えており、患者さんの状態急変時には、緊急入院できる体制を整えております。

化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性については、化学療法委員会で評価・承認を行い化学療法を実施しています。

他の医療機関や保険薬局から、レジメン（治療内容）に関する照会や患者の状況に関する相談や情報提供等の体制を整備しております。

21. 医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整え、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得、適切に管理・活用し質の高い医療の提供に努めています。

22. その他

- ・ 当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。
- ・ 当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌剤の適正使用、職員の感染防止等をおこない、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院や診療所に感染防止対策の知識の向上のための活動を行っています。
- ・ 当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。
- ・ 当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活が継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。
- ・ 当院では、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として下記のことに取り組んでおります。
外来縮小の取組、医師と医療関係職種における役割分担に対する取組、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組、医師の負担軽減に対する取組、看護職員の負担軽減に関する取組。
- ・ 当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。
- ・ 当院は、厚生労働省指定の臨床研修病院です。指導医の指導・監督の下、初期研修医が外来・病棟等で診察等を行っております。また看護師や薬剤師などの様々な職種の実習生を受け入れている施設でもあります。医療を支える人材の育成するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。